

新入生の皆さんへ

都城高専への合格、おめでとうございます。都城高専高千穂寮への入寮を心から歓迎いたします。

今、皆さんの心の中には、新しい学校生活への期待感とこれから生活する高千穂寮への不安感とが同居しているのではないかと思います。しかし、何の心配もありません。皆さんの先輩達も、かつて全く同じ期待感と不安感とを持って入寮しましたが、今はこの寮で素晴らしい友達を見つけ、楽しく生活しております。また、この小冊子は、諸君が寮生活を始める上で、分からないことや不安に感じていること等を解消してもらうために作成されたものです。この小冊子をよく読んでスムーズに寮生活が送れるように準備しておいてください。

さて、皆さんが入寮する高千穂寮は、男子寮生・女子寮生を合わせて約300人（1年生～5年生。留学生数名を含む。）の大所帯になります。寮の建物は令和2年度から令和6年度までの5年間ですべて建替えられます。既に国際寮、管理棟、第1棟、第2棟の建設は完了しており、令和6年度中に最後の第3棟が完成する予定です。高千穂寮の管理運営は主として寮務指導部および寮務係が行います。運営においては寮務指導部の指導の下で寮生会が組織され、寮生役員が中心となって寮の行事など共同生活を自律的に営んでいます。

今まで皆さんは、それぞれの家庭で保護者の温かい愛情に守られて、何不自由なく過ごしてきたことと思います。これから生活する寮は、それぞれ異なった家庭環境で育った人達が集まって共同生活をするとところです。自分勝手な振る舞いは許されません。円滑に寮生活を送るために、寮生が必要最小限守らなければならない約束事があります。この約束事については、入学式の日詳しく説明しますが、この小冊子のⅢ章「日常生活を行うにあたって」を特によく読んで理解するよう努めてください。

次に大事なことは、高千穂寮は、ただの生活の場所としてではなく、教育施設として建てられていることです。とりわけ以下の三つの点に留意してください。

① 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい日常生活を送りましょう。

定められた寮日課に従った生活は、最初は少しきついなと感じるかもしれませんが、しばらく経って習慣化できればあまり苦にはならないはずです。多少の苦労は自分を鍛えるためにあると考えてください。現在はスマートフォン等によりゲーム、SNS等の様々な娯楽や情報に触れることが可能になっています。それらにのめり込み生活のリズムを崩して健康を害したり、学業がおろそかになったりすることのないよう、一人一人がスマートフォンやインターネットとの上手な関わり方を身につけていきましょう。

② 自己学習の習慣を身につけ、将来の技術者としての基礎を固めましょう。

毎日学習時間があり、その時間帯は勉強が義務付けられます。学習時間中は、先生（宿直教員、寮務指導部）が巡回指導します。なお、この時間はスマートフォンなどの使用は原則できません。

③ 共同生活を通して社会性を身に付け、自律した人になりましょう。

様々な価値観の人と共同生活していくということは、他者を尊重し、対立やジレンマを調停する力を身に付ける絶好の機会を手にすることでもあります。新入生に対しては各部屋の2年生が直接寮生活のサポートをします。また、学科毎に4年生の指導学生がつき、寮生活全般について指導にあたります。寮生会の活動も含め、様々な年代の寮生と交流する中で、社会性と自律的に行動する力を身に付けていきましょう。

寮での生活について何か困ったことや悩みごとがありましたら、遠慮なく寮務係の職員や寮務指導部の教員に申し出てください。皆さんが安心して寮生活を送っていけるよう、高千穂寮の教職員一同一生懸命取り組んでいきたいと思えます。

新入生の皆さんが、高千穂寮で平穏な日々を送りながら、都城高専における充実した5年間を過ごしてくれることを、心より願っております。

寮務主事 若生 潤一

※ この小冊子は、入学式後に行われます入寮式で必要としますので、必ずご持参くださいますようお願いいたします。

入寮にあたっての注意

I. 健康管理

これから学生寮での生活を開始するにあたり、生活環境の変化により心身の調子を崩しやすくなりますので、入寮までに各自体調を整えておいてください。入寮後の発熱や体調不良などについては、保護者の送迎による早めの病院受診にご協力ください。教職員による病院送迎は行っておりません。

II. 入寮に際しての注意事項

1. 入寮までのスケジュール

① 入寮許可

本日提出された入寮願に基づき、3月末日までに入寮許可を保護者宛に発送します。なお、入寮許可は当該年度限りで、翌年度以降も引き続き入寮を希望する場合は、毎年度手続きが必要です。入寮申請手続きは郵送等により寮生・保護者の皆様へお知らせします。また、入寮希望者が多い場合は入寮できない場合があります。

② 入寮日の食事

入寮日当日（4月7日（日））の食事は、昼食から開始します。

③ 照会先

入寮について不明な点がありましたら下記へ照会してください。

都城市吉尾町 473 番地 1

都城工業高等専門学校 学生課寮務係

電話 0986-47-1138

0986-47-1139

2. 持ち物について

教育の場であること、居室の広さ及び防犯・防災を鑑み、貴重品・私物の持ち込みは必要最小限におさえてください。大型の物は持ち込まないようにしてください。

学寮での生活に必要なものは、①必ず持参するもの、②持参するにあたり許可が必要なもの、③任意に持参するものがあります。また、④持込みが禁止されているものもありますので、注意してください。

① 必ず持参するもの

- ・健康保険証 ・印鑑（本人専用）・寝具一式（マットレスは備え付けていますが、必ず敷き布団を持参して使用してください。汗ジミ等の原因になりますので、直接マットレスに横たわないようにしてください）
- ・洗面用具一式（浴室に洗面桶はありません。必要な場合は桶も用意してください）
- ・電気スタンド1台
- ・普段着（低学年（1～3年生）のみ登校時は制服を着用）
- ・体温計 ・マスク（感染症が蔓延した際、着用推奨）

② 許可が必要なもの

次のものは、入寮後に寮生使用届を提出し、許可を得てください。

- ・自転車
入寮時に持ち込めますが、ステッカーの交付を受けるまでは使用できません。また、自室への持ち込みはできません。

③ 任意に持参するもの

①・②に掲げたもの以外の生活用品の持参は個人の判断に任せますが、居室及び収納家具のスペースには限りがありますので、なるべく必要最小限にとどめてください。

④ 持込みが禁止されているもの

原則として寮生活、学校活動に無関係であると学校が判断するものは持ち込みを禁止しています。

禁止されているものを持ち込んでいた場合、持ち込んだ寮生は処分の対象になります。

やむを得ず持ち込む必要がある場合は、事前に寮事務室で許可を得てください。

例) テレビ・ゲーム機（パソコンゲームを含む）・電気コタツ・電気アンカ
・電気毛布・ヒーター・電気ポット・炊飯ジャー・トースター・ホットプレート・たこ焼き器・冷風機・冷蔵庫・ズボンプレスサー・アイロン・ドラムス・オーディオ製品（大型）・蚊取り線香及びお香（着火して使用するもの・マッチ・ライター）・ストーブ、コンロ等火気を使用するもの・マージャンパイ・花札・ダーツ・その他エアガン・銃刀類・ガソリン・火薬等の危険物等・たばこ（電子たばこを含む）・持病治療薬以外の薬物・酒類

⑤ 学校からの貸与物品

【個人用】

勉強机（作業台）、イス、本棚、ロッカー、ベッド、貴重品入れ（複数人部屋のみ、鍵は南京錠などを各自で購入）

【共同使用物品】

全自動洗濯機、衣類乾燥機、掃除機、テレビ、電気ポット、IHクッキングヒーター、トースター、冷蔵庫、電子レンジ、アイロン（貸出）

2. 寮日課

寮日課は下表のとおりですが、臨時的に変更されることがあります。

男子棟

日 課	平 日	休 日
起床・点呼	7 : 0 0	7 : 3 0
清掃・洗面	7 : 0 5 ~ 7 : 3 0	7 : 3 5 ~ 8 : 0 0
朝 食	7 : 1 0 ~ 8 : 0 0	7 : 4 0 ~ 8 : 3 0
登 校 完 了	8 : 1 5	
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 5 0	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 5 0
入 浴	1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 5 0 2 2 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0 (低学年学習時間あり)	
	1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 5 0 2 0 : 1 0 ~ 2 3 : 0 0 (低学年学習時間なし)	
	1 7 : 0 0 ~ 2 1 : 5 0 2 2 : 1 0 ~ 2 3 : 0 0 (高学年)	
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0	
学 習 時 間	2 0 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	
門 限	2 0 : 0 0 (低学年) 2 2 : 0 0 (高学年)	
点 呼	2 0 : 0 0 (低学年) 2 2 : 0 0 (高学年)	
自習(自由)	2 2 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0	
消 灯	2 3 : 3 0 (低学年) 天井灯	
	2 4 : 0 0 (低学年) コンセント 高学年生は自主消灯	
就 寝	2 4 : 0 0 (低学年)	

女子棟

日 課	平 日	休 日
起床・点呼	7 : 0 0	7 : 3 0
清掃・洗面	7 : 0 5 ~ 7 : 3 0	7 : 3 5 ~ 8 : 0 0
朝 食	7 : 1 0 ~ 8 : 0 0	7 : 4 0 ~ 8 : 3 0
登 校 完 了	8 : 1 5	
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 5 0	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 5 0
入 浴	1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 5 0 2 2 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0 (低学年学習時間あり)	
	1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 5 0 2 0 : 1 0 ~ 2 3 : 0 0 (低学年学習時間なし)	
	1 7 : 0 0 ~ 2 0 : 5 0 2 1 : 1 0 ~ 2 3 : 0 0 (高学年)	
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0	
学 習 時 間	2 0 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	
門 限	2 0 : 0 0 (低学年) 2 1 : 0 0 (高学年)	
点 呼	2 0 : 0 0 (低学年) 2 1 : 0 0 (高学年)	
自習(自由)	2 2 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0	
消 灯	2 3 : 3 0 (低学年) 天井灯	
	2 4 : 0 0 (低学年) コンセント 高学年生は自主消灯	
就 寝	2 4 : 0 0 (低学年)	

感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルスなど）が発生した場合は、感染対策防止用の日課時間割振表（食事・入浴の時間を分割する）を作成し、掲示板にて連絡をしますの確認するようにしてください。

3. 点 呼

日課表にありますように、1日2回在寮確認の点呼を行います。

授業後の外出は自由ですが、門限までには必ず帰寮し学習の体勢にはいってください。その際、不明者がおりますと皆に迷惑がかかりますので注意してください。

やむを得ず、点呼時までには帰寮できない場合は、必ず電話で直接宿直教員（0986-47-1146）または寮指導員（0986-47-1138）へ連絡してください。

4. 消灯及び就寝

23時30分に居室の天井灯を各自で消灯、24時には主電源をタイマーにより切ります。23時30分には就寝準備を始め24時には就寝してください。

5. 帰 省

学寮では、金曜日から日曜日、あるいは祝日の前日から帰省できることになっていますが、その際は必ず「外泊届」に記入捺印し、緊急の場合を除き3日前（休日を除く）の16時までに必ず提出してください。

家庭の事情等で臨時に帰省する場合も届出が必要です。なお、届出の内容に不明な点がある場合等、帰省中に寮から電話連絡することがあります。

また、外出する場合で、門限までに帰寮できないときは、前もって「外出願」を必ず提出し許可を得てください。門限以降の外出は禁止しています。

6. 食 事

学寮の食堂は、セルフサービス方式です。日課表に定められた時間内で、食事を摂り、食堂から退出を完了するようにしてください。なお、ご飯はおかわり自由ですが、副食は全員同一献立のものですので偏食を克服する努力が必要です。また、集団給食では一人の衛生上の不注意が大事を招くことになるため、食前の手洗いの慣行等十分注意してください。寮食は休業（閉寮）期間を除いて食べられます。

7. 給食費の返還

給食費は原則として返還しません。ただし、次の各号に定める要件のいずれかを満たし、寮務主事が承認した場合は、材料費を返還します。

- (1) 自己の都合によらない特別の事情があつて欠食をする場合で、寮務係へ欠食届を提出した場合
- (2) 休業日（休業日前日の夕食を含む）において連続3食以上欠食をする場合で、欠食を希望する日の3日前（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）の16時までに寮務係へ欠食届を提出した場合

- ① 返還額は給食材料費に日数を乗じた額とし、郵便局の給食費引落口座に振り込みます。
- ② 給食費の未納者については、返還の対象外とします。
- ③ 欠食届の提出が遅れた場合は、原則として返還できません。

欠食届の提出期限について

欠食を希望する日の3日前（土、日、休日を除く）の16時を例示します。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

（注）15日（月）、23日（火）が祝日の場合です。

欠食を希望する日	欠食届の提出期限
13日（土）	10日（水）の16時
14日（日）	10日（水）の16時
15日（月・祝日）	10日（水）の16時
23日（火・祝日）	18日（木）の16時

8. 入 浴

入浴時間は日課表に定められていますので必ず時間内に入浴してください。

脱衣所のかご、浴室の洗面桶は設置していませんので、必要な場合は個人で用意してください。浴槽にタオルを入れる行為や髪染めは禁止です。公衆浴場と同様にマナーを守って入浴してください。

9. 病 気

身体の調子が良くない時は、平日17時15分までは保健室及び学級担任または寮事務室、平日17時15分以降または休日は、宿直教員及び寮指導員に相談し、必要に応じて病院に出向くなど健康状態に留意してください。

常備薬は、医薬品に関する法律上の立場から最小限のものしか備えていませんので、その後の処置は病院で治療を受けてください。通常使っている家庭常備薬（湿布・目薬・軟膏・各自の体調に合った風邪薬等）は、自分で準備して体調の維持に努めましょう。また、マスク・体温計も持参してください。なお、病気や怪我の場合は、主として下記の近隣の医療機関を利用しています。

※受診の際は必ず「健康保険証」を持参してください。

病 院 名	住 所	電 話 番 号
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町	0986-36-8300
都城医療センター	〃 祝吉町	〃 23-4111
宇宿医院（校医）	〃 栄町	〃 25-9031
福島外科胃腸科医院	〃 都北町	〃 38-1633
都北ごとうクリニック	〃 都北町	〃 38-6060
都城明生病院	〃 金田町	〃 38-1120
ながはま整形外科	〃 都北町	〃 46-7188
有川呼吸器内科医院	〃 上川東町	〃 24-6677
ふたみ眼科	〃 都北町	〃 38-5532
宮田眼科病院	〃 蔵原町	〃 22-1441
酒井皮膚科医院	〃 北原町	〃 25-5322

とほく歯科医院	// 都北町	// 38-4188
やの耳鼻咽喉科	// 吉尾町	// 27-5222
きたむら皮膚科クリニック	// 吉尾町	// 38-7300

感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルスなど）に罹患した場合は、寮内での蔓延を防ぐため帰省してもらいます。また、感染症の罹患者が増加した場合に、発熱や咳等、感染症の症状が現れた際も、帰省してもらいます。

10. 現金の管理

盗難防止を徹底するため、寮内には必要最小限の現金のみ置くようにし、複数人部屋の場合は、貴重品入れに必ず鍵を掛けて保管してください。また、一人部屋の場合も、外出の際は居室の施錠を徹底してください。

＜最寄りの自動現金預払機（ATM）等＞

ゆうちょ銀行	金田郵便局（徒歩 25 分） 都北簡易郵便局（徒歩 15 分）
宮崎銀行	コープみやざき都北店自動現金預払機（徒歩 10 分） 宮崎銀行都北町支店（徒歩 15 分）
宮崎太陽銀行	コープみやざき都北店自動現金預払機（徒歩 10 分） 宮崎太陽銀行都北町支店（徒歩 15 分）

11. 学校から寮生への連絡方法

学校から寮生への連絡は、掲示または Microsoft Teams を用いて行います。掲示板は寮管理棟 1 階（寮事務室前・食堂前）にありますので、少なくとも毎日 1 回は必ず確認するように習慣づけてください。Microsoft Teams は、入学後全員にアカウントが付与され、授業で使い方の説明があります。

12. 郵便物

① 寮生宛てに届いた普通郵便物は、寮事務室前の棚（レターボックス）に入れておきます。各自に連絡はしませんので、少なくとも毎日 1 回はレターボックスを確認する習慣をつけてください。

② 書留、小包は、届いた旨を掲示しますので、速やかに寮事務室で受け取ってください。

なお、以下の郵便物は、寮事務室では受け取りできません。

- ・冷蔵または冷凍小包…各自で宅配ドライバーと調整し、受け取ってください。
- ・代金引換郵便物………代金の一時預かりや立替払は行いません。
各自で宅配ドライバーと調整し、受け取ってください。

③ 寮生は 300 人余りで生活していますので、取り違えのないよう、郵便物は宛先をはっきり記入（特に「高千穂寮」を必ず記入すること）するよう関係者に連絡してください。宛先の読めない郵便物は受け取りできませんので、注意してください。

宛先 〒885-8567 都城市吉尾町 473 番地 1
都城工業高等専門学校寄宿舎 高千穂寮
〇〇棟〇〇〇号室 氏名〇〇〇〇〇

- ④ 寮生が郵便物を差し出す際は、寮事務室前のポストを利用してください。

1 3. 電 話

電話の取りつぎは通常行いません。緊急を要する場合のみ次のとおりとします。

【8：30～17：15】

寮事務室	0986-47-1138
〃	0986-47-1139

【17：15～翌朝 8：30】

寮教員宿直室	0986-47-1147
--------	--------------

1 4. 緊急時や学寮の生活で困った時

学寮での生活をおくる上で、問題点・不便な点・疑問点があった場合は、指導寮生がよい相談相手になってくれます。3・4年生から、各学科1名の指導寮生がいますので、困ったときは気軽に相談してください。

また、開寮期間中は、次のとおり教職員等が常駐していますので、何かあれば申し出てください。

【平日】

8時30分～17時15分	寮務係（学校教職員）
17時15分～8時30分	宿直教員（学校教職員） 学生寮指導員（警備会社から派遣）
19時30分～21時30分	女子寮指導員（警備会社から派遣、水・金のみ）

【土・日・祝日】

8時30分～17時15分	学生寮指導員
17時15分～8時30分	宿直教員（日曜日を除く） 学生寮指導員
19時30分～21時30分	女子寮指導員（日曜日のみ）

1 5. 閉 寮

寮の完全閉寮は年3回です。閉寮期間は帰省してもらいます。

閉寮期間中に、居室等の消毒を年2回行っています。

（年度の行事により、多少の変更はあります。）

＜閉寮期間＞ 夏季休業（臨時休業を含む）
冬季休業（臨時休業を含む）
学年末及び春季休業（臨時休業を含む）

IV. 学寮でかかる経費

1. 寮費月別納入額表

学寮では、授業料、学生会費及び後援会費等学校へ納める経費のほかに、寄宿料や給食費等、寮生活を営むために必要な経費があります。月別納入額は次のとおりです。

このうち、給食業務は業者へ委託していますので、給食費は毎月、各自で給食業者への納入が必要です。

令和6年度の寮費月別納入額表（円）

月	給食費	管理費	寮生会費	合計
4	29,645	0	0	29,645
5	33,515	45,500	5,000	84,015
6	36,600	0	0	36,600
7	37,820	0	0	37,820
8	11,190	0	0	11,190
9	1,585	0	0	1,585
10	37,820	45,500	0	83,320
11	36,600	0	0	36,600
12	30,710	0	0	30,710
1	32,085	0	0	32,085
2	23,180	0	0	23,180
3	0	0	0	0
計	310,750	91,000	5,000	406,750

※備考

寄宿料は個室が月額800円、複数人室が月額700円で、上表には含まれていません。
また、寄宿料・管理費・寮生会費は授業料と一緒に引き落とされます。

※寄宿料の改訂で変更になる場合があります。

2. 給食費

日額（3食）1,220円※給食費は改訂する場合があります。

給食費の内訳は、給食材料費、人件費、水道光熱費です。

「Ⅲ-7. 給食費の返還」に記載のとおり、事前に届出のあった場合、給食材料費が返還されます。（人件費・水道光熱費は返還の対象外です。）給食費は、給食業者による直接徴収ですので、不明な点があれば、給食業者にお問い合わせください。

【給食業者連絡先】 コンパスグループ・ジャパン株式会社 都城高専担当
0986-38-9818 または 0986-47-1161

3. 管理費

月額9,100円（9月・3月は徴収なし）

居室等で日常使用する電気、水道料、風呂燃料費、ネットワーク料金、消耗品等に使われます。

4. 寮生会費

年額 5,000 円

寮生会活動の運営費に使われます。

5. 寮費の納入方法

(1) 寄宿料、管理費、寮生会費

授業料の支払いで登録いただいた口座から引き落とされますので、資金の準備をお願いします。

寄宿料及び管理費は、2回に分けて、前期分が5月27日に、後期分が10月28日に引き落とされます。寮生会費は、1年分が5月27日に引き落とされます。

(2) 給食費

給食費は、給食業者に届け出いただいた、ゆうちょ銀行総合口座から引き落とされます。

なお、引き落とし手数料は保護者負担となります。

※学寮経費（寄宿料・給食費・管理費）の未納者については、退寮の対象となります。

※管理費は年度末に精算し、余剰金が発生した場合は、今回届け出いただいた口座に6月末をめどに返還します。

V. 令和 6 年度 高千穂寮の行事予定

前期

4 月 6 日	(土)	開寮 (2 年生・寮生会役員、13 時～)、新入生の荷物の搬入日 (15 時～17 時)
4 月 7 日	(日)	入寮式・オリエンテーション (新 1 年生) 開寮 (2 年生・寮生会役員以外、13 時～)、低学年・女子・高学年集会
4 月 19 日	(金)	寮役員交流会
4 月 24 日	(水)	新入生歓迎会
5 月 2 日	(木)	1 年生寮生保護者懇談会
5 月 3 日	(金)	準閉寮 (1 年生帰省) (～5 月 6 日 (月))
5 月 8 日	(水)	寮防災訓練
5 月 12 日	(日)	寮祭
5 月 未定		バイク点検
5 月 22 日	(水)	寮生総会
8 月 5 日	(月)	学年別集会
8 月 6 日	(火)	清掃・部屋の点検 (～8 月 9 日 (金))
9 日	(金)	閉寮 (～12 時)
10 日	(土)	オープンキャンパス

後期

9 月 29 日	(日)	開寮 (9 時～) 学年別集会、後期指導学生選出
10 月 23 日	(水)	寮役員選挙
11 月 6 日	(水)	寮役員研修 寮生総会 (旧役員)
11 月 12 日	(火)	寮役員委嘱式
12 月 未定		バイク点検
12 月 23 日	(月)	学年別集会
12 月 26 日	(木)	閉寮 (～15 時)
1 月 5 日	(日)	開寮 (9 時～)
2 月 12 日	(水)	学年別集会
2 月 13 日	(木)	清掃・部屋の点検 (～2 月 17 日 (月)) 卒寮記念行事
2 月 15 日	(土)	5 年生閉寮 (～12 時)
2 月 19 日	(水)	閉寮 (12 時～) 特別残寮期間
2 月 27 日	(木)	特別残寮期間終了 (～12 時)

VI. 寄宿舍関係規則等

1. 寄宿舍規則

都城工業高等専門学校寄宿舍規則

(趣旨)

第1条 都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第49条第2項の規定に基づく、本校における寄宿舍（以下「学寮」という。）の管理運営については、この規則の定めるところによる。

(学寮の目的)

第2条 学寮は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、共同生活を通じて人間形成を助長し、本校の教育理念及び教育目標の達成に資することを目的とする。

(名称及び構成)

第3条 本校の学寮は、高千穂寮と称する。

2 高千穂寮には、男子寮と女子寮を置く。

(遵守義務)

第4条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、第2条に掲げる目的の達成のため、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を遵守しなければならない。

(学寮生活の基本)

第5条 寮生は、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上に努め、寮生活の充実に心掛けなければならない。

2 寮生活の規律を規定した寮生規範は、別に定める。

(所管)

第6条 寄宿舍の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて、寮務主事が処理する。

(入寮)

第7条 自宅外通学生は、校長の許可を受けて入寮することができる。ただし、校長が特別に許可した場合は、自宅通学生を入寮させることができる。

2 疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、入寮を許可しない。

3 入寮を希望する者は、様式第1による入寮願を提出し、寮務主事の選考を経て校長の許可を得なければならない。

4 入寮の許可は当該年度限りとし、翌年度も引き続き入寮を希望する者でも、前項の手続を行わなければならない。

5 入寮の時期は、学年初めを原則とする。

6 入寮募集及び選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入寮手続)

第8条 入寮を許可された者は、指定された期日までに様式第2による入寮誓約書を提出し、入寮手続きをしなければならない。

2 入寮を許可された者が前項の手続きをしないときは、その許可を取り消すことができる。

(居室の決定)

第9条 寮生の居室の決定及び変更は、寮務主事が行う。

(退寮)

第10条 寮生が退寮を希望するときは、様式第3による退寮願を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 本校の学則及び学生準則並びにこの規則に違反した者、又は、教育上、病気及びその他の事由により共同生活に適さないと認めた者に、校長は退寮を命じることがある。

3 退寮の許可を受けた者又は退寮処分を受けた者は、直ちに退寮しなければならない。

(生活区域)

第11条 寮生は、別に定める異性の生活区域に立ち入ってはならない。

(居室への立ち入り)

第12条 厚生補導、学習指導及び学寮施設の管理上において必要がある場合は、本校教職員又は本校の委託を受けた業者が居室に立ち入ることができる。

(寮生会)

第13条 学寮に寮生全員で構成する寮生会を置く。

2 寮生会は、寮務主事の指導の下に、寮生の自主的活動を通じて共同生活を自律的に運営し、学寮の目的達成に資することを目的とする。

3 寮生会は、規約を制定及び改廃しようとするときは、校長の承認を受けなければならない。

(門限)

第14条 学寮の目的達成及び秩序維持のため、男子寮、女子寮及び学年等の特性に応じて、門限時刻を別に定める。

2 寮生は、外出、外泊、旅行及び帰省した場合には、前項の門限時刻を厳守しなければならない。

(外出、外泊、旅行及び帰省)

第15条 寮生が外出、外泊、旅行及び帰省をする場合の必要な手続きは、別に定める。

2 本校学則第5条に定めた休業日以外の帰省泊及び外泊は、原則として認めない。ただし、あらかじめ寮務主事を経て校長の許可を受けた場合は、その限りでない。

(開寮及び閉寮)

第16条 学寮は、春季、夏季及び冬季休業の終る日に開寮し、春季、夏季、冬季及び学年末休業の始まる日に閉寮する。

2 学寮は、春季、夏季、冬季及び学年末休業中は閉寮する。

3 寮務主事は、前2項により難い事由があるときはこれを変更することができる。

(外来者との面会及び外来者の立ち入り等)

第17条 外来者との面会は、寮務主事、寮務主事補、宿日直者又は係官（以下「関係教職員」という。）の許可を得て指定された場所で行うものとする。

2 門限時間以降の面会は、原則として禁止する。ただし、やむを得ない事由があると関係教職員が判断した場合には、これを許可することがある。

3 外来者が見学等のため、寮内に立ち入りを希望する場合は、関係教職員の許可を受け、その指示に従わなければならない。

4 外来者は、校長が特別に許可した場合を除き、学寮の施設設備を使用してはならない。

5 外来者が学寮に宿泊することを禁止する。ただし、やむを得ない事由があると校長が判断した場合には、これを許可することがある。

(寄宿料等)

第18条 寄宿料の月額、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）の定めるところにより納付するものとする。

2 寄宿料は、学寮に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。ただし、8月分は前月までに納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に納付する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際納付するものとする。

4 寮生の生活上、各人が負担すべき経費（以下「寮費」という。）は、別に定めるところにより納付するものとする。

5 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け、納付困難と認められる場合は、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。

6 寄宿料及び寮費を納付しない者は、原則として翌年度は入寮を許可しない。

(防災安全)

- 第19条 寮生は、火災その他の災害の防止について常時注意するとともに、学校が行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。
- 2 火気の使用は、指定の場所以外では行わない。
- 3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに、関係教職員にその旨を報告し、以後職員の指示に従って行動しなければならない。
- 4 寮生は、危険防止のため、居室棟の廊下、階段及びその周辺に物を置いてはならない。

(保健衛生)

- 第20条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内の清潔に努めなければならない。
- 2 身体に異常があるときは、関係教職員に届け出て適切な指示を受けなければならない。
- 3 校長は、伝染病の発生及びその他の事由により必要がある場合、健康診断及び予防接種の実施、その他寮生の健康を守るための必要な処置をとることがある。

(施設・設備の使用)

- 第21条 学寮の施設・設備の使用については、別に定める。

(注意義務及び損害賠償等)

- 第22条 寮生は、学寮の施設・設備及び備品を常に愛護の精神をもって使用しなければならない。
- 2 寮生が故意又は過失により施設、設備及び備品を損傷し、又は焼失若しくは紛失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

- 第23条 この規則に定めるもののほか、学寮運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2. 寄宿舍寮費徴収規則

都城工業高等専門学校寄宿舍寮費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城工業高等専門学校寄宿舍規則（平成6年1月24日制定）第18条第4項の規定に基づき、寮生の生活上、各人が負担すべき経費（以下「寮費」という。）の額、徴収、納付等について必要な事項を定めるものとする。

(寮費の区分)

第2条 寮費は、給食費及び管理費に区分する。

(寮費の額)

第3条 給食費は、月額とし、別に定める「給食費計算表」による。

2 管理費は、月額とし、別に定める「管理費計算表」による。

(寮費の額の変更)

第4条 災害やその他特別な事情により、一月の在寮日数を確保できない場合には、寮費の額を変更することがある。

2 寮費の額の変更を行う場合は、寮務委員会の議を経て校長が決定する。

(寮費の徴収)

第5条 給食費は、毎月、その月の分を学寮給食業務受託事業者が徴収する。

2 管理費は、前期（4月から9月までの期間）及び後期（10月から3月までの期間）の2期に区分し、各期にその期の分を徴収する。ただし、9月分及び3月分は徴収しない。

(寮費の納付)

第6条 給食費は、毎月、その月の分を納付しなければならない。ただし、9月分は8月に、3月分は2月に併せて納付するものとする。

2 管理費は、前期分を5月に、後期分を10月に納付しなければならない。ただし、各期の中途に入寮した場合は、入寮した日の属する月（以下「入寮月」という。）の前月分までを減じて得た額を学校の指定する日までに納付するものとする。

3 前2項に規定する納付は、納付者が届け出た金融機関口座からの自動引落としにより行うものとする。

(寮費の返還)

第7条 給食費は返還しない。ただし、次の各号に定める要件のいずれかを満たし寮務主事が承認した場合は、その材料費を返還するものとする。

(1) 自己都合によらない特別な事情があって欠食をする場合で、寮務係へ欠食届を提出した場合

(2) 休業日（休業日前日の夕食を含む。）において連続3食以上の欠食をする場合で、欠食を希望する日の3日前（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）の16時までに欠食届を提出した場合

2 前項に規定する材料費の返還は、欠食した日数（連続3食の欠食をもって1日とする。）に1日の材料費を乗じて得た額を欠食した日の属する月の翌月の末日に返還するものとする。

3 管理費は、途中で退寮する場合、退寮する日の属する月（以下「退寮月」という。）の翌月以降分を退寮月の翌月の末日に返還するものとする。

(寮費の年度末調整)

第8条 年度末において、当該年度の管理費に余剰金が生じた場合は、次年度の6月に返還するものとする。

2 年度末において、当該年度の管理費に不足が見込まれる場合は、3月に徴収・納付するものとする。

(雑則)

第9条 前3条に規定する納付及び返還に係る金融機関の手数料は、納付者が負担するものとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に徴収する空調費の空調機リース分は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成23年12月に納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月11日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

3. 高千穂寮寮生規範

高千穂寮寮生規範

前文

高千穂寮寮生は寮生活を通じて下記の目的を達成するよう努めなければならない。

- ① 寄宿舎規則及び規律を遵守し、規則正しい日常生活を送る。
- ② 将来の技術者として必要な教養を身につけ、さらに、学生の本文である学業の達成。
- ③ 寮生は寮の共同生活を通じて、自主的かつ民主的に行動する態度を養い、社会に適応していく能力と社会の一員として行動する能力を身につける。

第1条 都城工業高等専門学校寄宿舎規則第5条第2項に基づき前文の目的達成のために以下の規範を定める。

第2条 寮生活

- ① 低学年寮生は基本的生活習慣と規律ある生活を身につけなければならない。
- ② 高学年寮生は学究的生活習慣を身につけ、高学年としての自覚をもち生活しなければならない。

第3条 寮日課

- ① 寮生は右記に定める寮日課表によって行動しなければならない。
- ② 健康状態その他の理由でこの日課表によりがたいときは、速やかに寮指導部または宿直教員に届けなければならない。

寮 日 課

男子棟

日課 \	平 日	休 日
起 床 ・ 点 呼	7:00	7:30
清 掃 ・ 洗 面	7:05～7:30	7:35～8:00
朝 食	7:10～8:00	7:40～8:30
登 校 完 了	8:15	
昼 食	12:00～12:50	12:00～12:50
入 浴	17:00～19:50 22:00～23:00（低学年学習時間あり） 17:00～19:50 20:10～23:00（低学年学習時間なし） 17:00～21:50 22:10～23:00（高学年）	
夕 食	18:00～19:30	
学 習 時 間	20:00～22:00	
門 限	20:00（低学年） 22:00（高学年）	
点 呼	20:00（低学年） 22:00（高学年）	
自 習（自由）	22:00～23:00	
消 灯	23:30（低学年）天井灯 24:00（低学年）コンセント 高学年生は自主消灯	
就 寝	24:00（低学年）	

女子棟

日課 \	平 日	休 日
起 床 ・ 点 呼	7:00	7:30
清 掃 ・ 洗 面	7:05～7:30	7:35～8:00
朝 食	7:10～8:00	7:40～8:30
登 校 完 了	8:15	
昼 食	12:00～12:50	12:00～12:50
入 浴	17:00～19:50 22:00～23:00（低学年学習時間あり） 17:00～19:50 20:10～23:00（低学年学習時間なし） 17:00～20:50 21:10～23:00（高学年）	
夕 食	18:00～19:30	
学 習 時 間	20:00～22:00	
門 限	20:00（低学年） 21:00（高学年）	
点 呼	20:00（低学年） 21:00（高学年）	
自 習（自 由）	22:00～23:00	
消 灯	23:30（低学年）天井灯 24:00（低学年）コンセント 高学年生は自主消灯	
就 寝	24:00（低学年）	

第4条 秩序風紀について

- ① 寮生は貸与された室に居住し、許可なく室内備品の位置を変えてはならない。
- ② 寮生は許可なく他の者を宿泊させたり、立ち入らせたりしてはならない。
- ③ 寮内においては常にドアの開閉、歩行等の諸動作は静かにし、他人の妨げにならないように留意すること。
- ④ 礼儀及び服装について
 - i 寮生は、教職員、来訪者並びに寮生間相互において、常に礼儀正しく、言葉使い等に注意すること。
 - ii 寮生は時と場合を考えた服装を念頭におき本校の学生として常に礼儀に適した服装をし、身だしなみを整えること。
- ⑤ 寮生は、友愛の精神を重んじ、お互いに助け合うように心掛けなければならない。
- ⑥ 寮内において飲酒、喫煙をしてはならない。また、酒類、たばこを持ち込んではいけない。
- ⑦ 異性の寮に立ち入ってはならない。
- ⑧ 門限以降の面会は禁止されているが保護者等の面会、あるいは、やむを得ない場合は宿直教員の指示を受けること。
- ⑨ 門限、点呼及び施錠について
 - i 各寮の日課に定める門限時刻を守ること。
 - ii 門限以降、寮務指導部又は宿直教員の在室確認がある場合は速やかに自室に帰ること。
 - iii 点呼は廊下に出て受けること。
 - iv 点呼報告は正確に行わなければならない。
- ⑩ 外出について
 - i 門限時刻以降から翌朝7時まで無断で外出してはならない。
 - ii 朝の点呼前の外出、門限にかかる外出あるいは門限以降に外出を必要とする寮生は事前に外出願を寮務主事を經由して校長に提出し、その許可を受けなければならない。

iii 外出許可基準は下記の 3 項目であるから注意すること。

校長は下記の事項について外出を許可することがある。ただし、許可条件として保護者の同意を求めることがある。

- (一) 学校が認めた教育活動等
- (二) 学校が許可したアルバイト
- (三) その他、校長が特別に認めた場合

※ 上記の事項については帰寮後、直ちに宿直教員へ帰寮報告をしなければならない。

※ (三) については寮務主事が保護者に同意の確認を行うことがある。

iv 外出願は希望外出日の 3 日前までに提出しなければならない。ただし、緊急の場合はその限りではない。

v 外出願は緊急時に連絡が取れるように、目的地及び電話番号を正確に記入すること。

vi 外出許可中に病気又はその他の事故で予定された帰寮の時刻に遅れる場合は、速やかに宿直教員に連絡してその指示を受け、帰寮後は直ちに宿直教員にその事情を報告しなければならない。

vii 暗くなってからの帰寮にあたっては安全な経路を選ぶこと。特に、女子は一人歩きで帰寮することがないように十分注意すること。

⑪ 帰省泊について

i 帰省泊は学校が定めた休業日（学則第 5 条：前夜から）に行うこと。ただし、次の事項に関しては事前に寮務主事を経由して校長の許可を受けなければならない。

- (一) 低学年が単休日に帰省泊を希望する場合
- (二) 病気治療あるいは家庭の事情等で平日に帰省泊を希望する場合

ii 帰省泊を希望する者は必要事項を記入の上、帰省泊届を事前に寮務主事を経由して校長へ提出しなければならない。

⑫ 帰省泊以外の外泊について

i 外泊は学校の定めた休業日（学則第 5 条：前夜から）に行うこと。ただし、次の事項に関しては事前に寮務主事を経由して校長の許可を受けなければならない。

- (一) 低学年が単休日に外泊を希望する場合
- (二) 研修旅行、就職試験あるいは入学（編入）試験等で平日に外泊を希望する場合

ii 外泊願は遅くとも外泊による外出日の 3 日前までに提出すること。ただし、緊急の場合はその限りでない。

iii 外泊願は緊急時に連絡が取れるように、目的地、電話番号等を正確に記入すること。

iv 友人宅等への外泊については下記の 3 項目に注意すること。

(一) 通学生の友人宅等（保護者のある家庭等）へ外泊する場合には次の手続きを経なければならない。

- (1) 事前に保護者の同意を得た上で外泊届を寮務主事を経由して校長に提出する。
- (2) 外泊先の保護者等から所定の外泊証明書に証明印をもらい、帰寮後、速やかに寮務主事を経由して校長へ提出する。

(二) 高学年生が友人宅〔(一) 以外〕へ外泊する場合は、事前に外泊願を寮務主事を経由して校長へ提出しその許可を受けなければならない。

※原則として電話連絡が取れること。女子の外泊については保護者の同意を得なければならない。

(三) 低学年生は保護者のいないところ及び下宿生宅への外泊は禁止する。

※⑫の iv の (一) ～ (二) については寮務主事がその確認のため本人の保護者あるいは外泊先へ連絡をとることがある。

⑬ 帰省泊及び外泊に当たっての注意

- i 帰省泊又は外泊前には掃除を行い、私物等を整理整頓し帰省泊又は外泊すること。
- ii 門限時刻までに帰寮すること。
- iii 帰省泊、外泊及び旅行中に病気又はその他の事故で予定された帰寮の日時及び門限時刻に遅れるときは、速やかに宿直教員、寮務指導部あるいは寮務係に連絡してその指示を受け、帰寮後は直ちに宿直教員にその事情を報告しなければならない。
- iv 貴重品は持ち帰り盗難を予防すること。
- v 明るいうちに帰寮することが望ましいが、やむを得ず暗くなってから帰寮する場合は安全な経路を選ぶこと。特に、女子は一人歩きで帰寮することがないように十分注意すること。

第5条 来訪者について

- ① 寮生に部外者の訪問があった場合、8時30分から17時15分の間は寮務係へ、その他の時間は宿直教員に申し出て許可を受けた後、面会すること。
- ② 部外者が女子棟建物又は防犯柵の内部に立ち入る場合は、事前に寮務主事を経由して校長の許可を受けなければならない。
- ③ 部外者を22時以降、寮内にとどめてはならない。
- ④ 校長が特に許可した者の他は部外者を仮泊させてはならない。

第6条 貴重品等・私物の持ち込みについて

- ① 教育の場であること、居室の広さ及び防犯・防災を鑑み、貴重品・私物の持ち込みは必要最小限におさえること。大型の物を持ち込んで서는ならない。
- ② ステレオ、ラジカセ、無線通信機、楽器等の私物を持ち込む場合、利用に当たっては他人の迷惑にならない適当な音量をもって使用すること。なお、ドラムスの持ち込みは禁止する。
- ③ テレビ、ゲーム機、花札、ダーツ、麻雀牌、酒類、たばこ、持病治療薬以外の薬物、蚊取線香及びお香（着火して使用する物）は持ち込んで서는ならない。
- ④ 自転車及びバイクを寮に持ち込む場合は、寮務係において登録を行うこと。ただし、バイクの持ち込みは高学年生に限る。

※ 特に、寮生は車両及び自転車での通学は禁止されている。

- ⑤ 所持品には必ず記名し、貴重品の管理は各自責任をもって行うこと。
- ⑥ 第12条（災害防止及び設備の保全について）に抵触する物件は絶対に持ち込んで서는ならない。
- ⑦ 扇風機、電気蚊取り器の使用は認めるが、使用後はスイッチを切るなり、コンセントから外すなりして安全の確保を図ること。
- ⑧ 銃刀類、エアガン等の危険物を持ち込んで서는ならない。

第7条 寮生のアルバイトについて（都城高専アルバイト規則による。）

- ① 低学年はアルバイトをしてはならない。ただし、担任を経由して校長が必要と認めた場合はその限りではない。
- ② 高学年がアルバイトを行う場合、その安全を確保するために次の事項を遵守しなければならない。
 - i アルバイトを希望する寮生は、まず学生主事に所定の書式により届け出なければならない。
 - ii 学生主事よりアルバイトの承認を受けたならば寮務係を経由し寮務主事に届けなければならない。
 - iii 帰途の手段には、十分に注意すること。

第8条 防犯等について

- ① 盗難を予防するため、各自、所持品の管理を十分にしなければならない。

- ② 登校、就寝、外出及び帰省時は自室、ロッカー、窓等の施錠をすること。
- ③ 寮内における物品の紛失、盗難及び物品の拾得に際しては、直ちに宿直教員、寮務指導部又は寮務係に届けること。

第9条 学習について

- ① 学習時間帯は学習に専念しなければならない。
- ② 各自、学習計画を立て、常に学力の向上に努める習慣を身につけていくよう心掛けること。
- ③ 学習時間帯は静粛にし、他人に迷惑とならないよう心掛けなければならない。また、ステレオ、ラジカセ、楽器、その他の音響機器等は使用してはならない。(低学年について：④～⑥)
- ④ 休日は次のことを守らなければならない。

- i 連休日前夜からの学習は強制しないが学習時間帯は静粛にすること。
- ii 連休最終日、単休日の前夜及び単休日は平日どおりとする。

- ⑤ 平時の延灯について
 - i 学習延灯願を宿直教員に提出してその許可を受けなければならない。
 - ii 学習延灯許可を受けた時間帯は学習に専念しなければならない。
 - iii 夏季に暑気対策としての臨時延灯（コンセントのみ）は寮生の睡眠確保のための措置であるからその目的以外に使用してはならない。
- ※ ii、iiiともその目的以外に使用した場合は延灯を取り消すことがある。

学習延灯願の許可基準（午前1時まで）
 翌日に、学年統一あるいはクラス別の試験がある場合。
 ただし、レポート、製図、再試験及び小試験（授業時間内に実施される30分未満の試験）は除く。

- ⑥ 定期試験の延灯について
 - i 試験延灯時間帯は学習に専念しなければならない。
- ※ 次の延灯時間を厳守すること、もしその目的以外に使用した場合は延灯の取り消し又は延灯時間の短縮を行うことがある。

- (一) 定期試験前1週間の延灯は午前1時まで。
- (二) 中間試験中及び期末試験中の延灯は午前2時まで。
 （その前夜から終了前夜まで）

第10条 登校下校

- ① 登校完了時刻を厳守すること。
 - ② 登校後、授業が休講の場合、無断で帰寮し、寮室にて休憩してはならない。
- ※ 図書館等で自習すること。

第11条 保健衛生について

- ① 寮生は毎日責任をもって指定された場所及び居室の整理、整頓、清掃及び環境の美化に努めなければならない。
- ※ 原則として毎月1回大掃除をおこなうこと。
- ② 寝具類の日光消毒、衣類の洗濯、室内の換気等を励行すること。
 - ③ 身体に異常があるときは、寮務係、寮務指導部あるいは宿直教員に届け出ること。
 - ④ 食堂の食器類は居室内に持ち込んではならない。
 - ⑤ 入浴時、タオルを浴槽内で使用してはならない。
 - ⑥ 浴槽では洗濯をしてはならない。

第12条 災害防止及び設備の保全について

- ① 電灯配線には、絶対に工作を施してはならない。
- ② 許可なく室内備品の位置を変えてはならない。
- ③ 火気の使用について
 - i 使用場所は補食談話室及びキッチンに限ること。
 - ii 学校側の配備した機器以外は使用してはならない。
 - iii 火気は指定された時間以外は使用してはならない。
- ④ ストーブ、電気コタツ、ヒーター、コンロ、ズボンプレスサー、アイロン、トースター、電気毛布、電気アンカ、電気ポット、炊飯ジャー、ホットプレート、たこ焼き器、冷蔵庫、冷風扇等の電気機器を持ち込んではいない。ただし、扇風機及び電気蚊取り器及びドライヤーの持ち込みは例外とする。
- ⑤ マッチ、ライター、ガソリン、火薬及び化学薬品等の危険物を絶対に持ち込んではいない。
- ⑥ 配管等に物をぶら下げてはならない。
- ⑦ 備え付けの消火器及び消火栓等にはみだりに触れてはならない。なお、消火栓等の使用法は平素から熟知しておくように心掛けること。
- ⑧ 廊下や階段及びその付近に物を置いてはならない。
- ⑨ 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機に処置を取るとともに、寮務係あるいは宿直教員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。
- ⑩ 施設、備品の使用について
 - i 施設、備品は常に大切に取り扱い、保全に留意しなければならない。万一損害を与えた場合は、速やかに寮務主事に届け出て、その指示を受けること。
 - ii 使用後は後始末をよくし、次の使用する者に対して不快感を与えないように留意しなければならない。

第13条 住民登録について

寮生は学寮に居住する期間中、必要な場合はその所在地に住民登録をすること。

第14条 寮生会について

寮生会は、寮務主事と緊密な連絡をとって運営し、寮生会における決議事項等は寮務主事に報告しその指導を受けなければならない。

第15条 入寮・退寮に関する事項

① 寮生会申し合わせ事項

- i 新入学時に入寮した者は、2学年終了まで継続して在寮することを原則とする。
- ii 新入学時に入寮した者のうち、2学年終了以前に退寮した者については、原則として3学年以降の入寮を認めないが、退寮時の理由が家庭の特殊事情等、特別の理由がある場合については例外とする。
- iii 1学年から3学年終了までの入寮経験が、2年に満たない者については原則として4・5学年までの入寮を認めない。4年時編入学生の入寮については例外とする。
- iv 次に該当する者については、寮生会は退寮を勧める。

- (一) 寮生会費を6カ月以上滞納した者
- (二) 寮紀役員へ始末書を提出する行為が3件以上あった者
- (三) その他寮生活上での寮役員の指導に従わない者

上の運用にあたってのその決定は、寮務主事に一任する。

② 退寮指導に関する事項

- i 寮生活において、次に該当する者については、所掌の委員会で審議された後に、退寮を命じられることがある。
 - (一) 窃盗・暴力行為・盗撮等、犯罪行為またはいじめを行った者
 - (二) 飲酒・喫煙・麻雀・深夜徘徊・持込違反等、寮規則違反を行った者

(三) その他重大な迷惑行為を行った者

③ 自主退寮に関する手続き

- i 退寮希望者は退寮しようとする 10 日前までに退寮願を、学級担任の所見、署名を得て寮務主事へ提出すること。
- ii 校長の許可を受けるまでは退寮してはならない。
- iii 退寮願の記入にあたっては、下記の注意事項を遵守すること。
 - (一) 退寮期日は担任の指導に従うこと。
 - (二) 退寮後の住所が自宅以外の場合、退寮願用紙と同時に寮務係から渡される下宿・間借カードに記入の上、退寮願に添えて担任へ届けること。

第 16 条 共同施設利用について

① 補食談話室及びキッチン並びにラーニングスペースの利用について

- i 補食談話室及びキッチンには流し台、IH 調理器、電子レンジ、トースターが配備されている。
- ii 補食談話室またはラーニングスペースには、テレビ、テーブル等及び清掃道具（電気掃除機）が配備されている。

(一) 目的に反する利用はしてはならない。

※ 目的に反する利用と認められた場合は寮務指導部や宿直教員はその使用を中止させることがある。

(二) 最終利用者は電源を切り、火の元の安全を確認すること。

第 17 条 開寮及び閉寮について

- ① 開寮に関しては所定の日時までに必ず帰寮しなければならない。
- ② 閉寮時帰省前には寮生全員で大掃除を行い、私物等を整理整頓した後、寮務指導部の点検を受けなければならない。

高千穂寮配置図

